

高齢者虐待の防止のための指針

地域包括支援センターはつかいち西部
地域包括支援センターさいき
地域包括支援センターおおの

1 基本的な考え方

廿日市市が設置する地域包括支援センター（以下、「センター」という。）は、高齢者虐待が人権侵害であると認識し「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の理念に基づき、高齢者の権利擁護に資することを目的に本指針を作成し、全ての職員は高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見・早期対応に努めることとする。

2 虐待の定義

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって高齢者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること。又は高齢者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

高齢者の合意なしに財産を不当に処分すること。その他、高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3 高齢者虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項について

センターは、虐待及び虐待と疑われる事案（以下、「虐待等」という。）の発生の防止等に取り組むにあたって、虐待防止検討委員会を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定める。

(1) 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を

適切に実施する。

(2) 虐待防止検討委員会の構成委員

委員長は所長が務める。

委員会の委員は、所長、副所長（所長補佐）、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、介護予防支援員、認知症地域支援推進員、事務担当とする。

(3) 虐待防止検討委員会の開催

委員会は、委員長の招集により年1回以上開催する。なお、委員会は必要に応じてオンライン等を活用して行うことができる。

(4) 委員会の検討事項

ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること

イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること

ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

エ 虐待等について、職員が相談・報告および適切に対応できる体制整備に関すること

オ 職員が高齢者虐待を把握した場合に、市への報告が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

キ 前号の再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(5) 虐待防止担当者の選任

虐待防止担当者は、所長または副所長（所長補佐）とする。

4 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

(1) 職員に対する虐待防止のための研修は、虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止の徹底を図る内容とする。

(2) 研修は年1回以上実施する。また、研修参加者はセンター職員に限定せず、市内の介護保険サービス事業所における虐待対応担当者も参加可能とする。

(3) 研修の実施内容については、研修資料・実施概要・出席者等を記録し、保存する。

5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者がセンター職員であった場合は、役職等の如何を問わず、厳正に対処する。

- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市関係部署および警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 高齢者の居宅において虐待等が疑われる場合は、速やかに市に報告し、センター内で共有して解決に努める。
- (2) 虐待が発生した場合の対応については、『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（厚生労働省老健局）』及び『廿日市市高齢者虐待対応マニュアル』に沿って対応する。
- (3) センター内で虐待等に気づいた職員は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげられるよう努める。相談窓口は、虐待防止担当者とする。
なお、虐待者が担当者の場合は、他の上司等に相談する。
- (4) センター職員による虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、市及び関係機関に通報する。

7 成年後見制度の利用支援

利用者およびその家族等に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報提供し必要に応じて相談対応を行う。また、必要に応じて市の関係窓口や社会福祉協議会を案内する等の支援を行う。

8 虐待等に係る苦情の解決

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情を受け付けた職員は内容を虐待防止担当者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

9 指針の公表

本指針は常時閲覧可能とし、執務室に備え付ける。

10 その他虐待防止の推進のために必要な事項

虐待防止のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、高齢者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附 則

この指針は、令和6年3月1日から施行する。